

令和2年 第5回

八幡浜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和2年5月15日 金曜日 午後3時28分
- 2 場 所 保内庁舎3階 第4会議室
- 3 出席した者 教育長 井上靖
教育委員 菊池誠、小野巖、上田純子、泉俊也
- 4 欠席した者 なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
教育指導主幹 塩見孝 学校教育課長 菊池和幸
生涯学習課長 宮下栄司 学校教育課長補佐 田中由加
- 6 次 第 別紙のとおり

八 幡 浜 市 教 育 委 員 会 定 例 会 次 第
(令和2年5月 第5回)

1 教育長開会宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

(2) 5月分行事報告及び6月・7月分行事予定報告

4 議 事

(1) 議 案

議案第25号 令和2年度教育費補正(6月)予算要求に係る意見聴取について

議案第26号 八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の制定の専決処理の承認について

議案第27号 八幡浜市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の制定について

議案第28号 八幡浜市心臓病検診二次検診補助金交付要綱の制定について

議案第29号 八幡浜市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第30号 八幡浜市立図書館協議会委員の任命について

(2) 報告・協議事項

①令和2年度教育費補正(5月)予算(第2号)専決処分の報告について

②その他 学校再開後の授業時間について

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催について

令和2年6月18日(木) ~~15時30分~~16時00分～ 保内庁舎3階 第4会議室

(2) 南予管内市町等教育委員会連合会 第13回定期総会等の開催について(書面議決)

開催予定地: ~~松野町(出席者:教育長、菊池職務代理者、随行)~~

(3) 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会の開催について

令和2年7月16日(木) 時間未定 リジェール大洲

(4) その他

教科書採択スケジュールについて

6 教育長閉会宣告

[開会時刻：午後 3 時 28 分]

教育長

1 教育長開会宣告

ただいまから令和 2 年 5 月第 5 回八幡浜市教育委員会定例会を開催します。

2 前回会議録の承認

前回会議録について何かご意見はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは承認していただけますか。

各委員

「はい。」

教育長

ありがとうございました。

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

まず、お断りをしたいと思います。本来であれば 5 月 11 日から学校は再開される予定でした。5 月 8 日(金)午前 11 時から愛媛県知事が記者会見を行いまして、県立学校は分散登校とし、休業を延長するとのことでした。同日、午後 1 時に臨時校長会を開催し、県立学校に沿う形で対応することとしました。もちろん、市長・副市長には相談の上、決定しておりますが、県下市町によっては、教育委員会を開催して承認を得ているところもあるかもしれません。しかし、時間も迫っておりますので、こちらで判断させていただきましたこと、ご了解ください。

なお、土曜日の朝に学校へ配った文書を郵送させていただきました。

続いて 1 番ですが、新型コロナウイルス関係で中止となった事業を列挙しています。特に、3 番目の市内小学校水泳記録会ですが、5 月 1 日の校長会で中止を決めました。その下、県中学校総合体育大会と、吹奏楽コンクール愛媛県大会は、今週それぞれ中止が決まり、新聞発表されています。一番下にあります、第 49 回市教育研究大会と記載しています。11 月 11 日に愛宕ブロック(愛宕中、江戸岡小、白浜小)で授業公開をして、1 日使った研究会を予定しておりましたが、積み重ねが必要である中、授業ができていない状況であるため出来ないと判断して、早々に取り止めにしました。併せて毎年教科の研究授業、教科外の研究授業や夏休みを利用して行っていた実技研修会についても全て止めました。そのかわり授業が再開できれば、教育課程をこなすことに集中していただきたいという考えがあります。

大きな 2 番です。延期や変更をした行事を載せています。3 つ目、八西地区総合体育大会が 5 月 30 日、31 日の予定でしたが、これは 5 月 11 日時点で延期しますと保護者へ伝えていきます。吹奏楽コンクールも併せて、地区大会だけでもでき

ないか、吹奏楽であれば市内4校で発表会ができないか、何らかの終わり方をさせたいとの思いがある一方、出来ないなら出来ないで早めの切替えや指導をしていかなければと考えています。特に中学3年生、水泳記録会であれば6年生について考えていきたいと思っています。

大きな4番です。臨時休業の状況ですが、昨年度は3月4日から臨時休業にした関係で臨時休業の日数は15日、授業日数は183日でした。今年度授業日数は当初200日から202日授業ができる予定でしたが、すでに4月20日(月)から5月10日(日)、11日間授業がなくなりました。そして休業を延長しましたので、5月11日から今週と来週の計10日間、合計21日授業日が飛んでいます。

自主登校の状況です。3月は1日平均小学校60名、中学校8名来ていました。中学校が比較的多いのは入試があった関係で、自主学習のために来ています。今年度の4月20日から5月8日にかけては小学校73名、中学校4名で、小学校は3月よりも増えている状況です。

5番の授業日数の確保についてです。21日間授業日がなくなりましたので、これをどう補うかですが、例えば中学校の英語であれば週4時間、年間140時間という決まりがありますが、これを確保するのは難しいと思います。もちろん、21日間のできなかった部分を補う必要はありますが、今のところ土曜日や冬季休業中を短縮して授業を行うなどは考えておりません。現在、登校日を設けて今週2日、来週3日ありますので、全部で20時間で3日分、今回は課題の提出のみではなく授業を行っていますので、3日分が補えると思っています。仮に7月いっぱいまで授業を延ばしたら7日確保できると考えています。まだ最終決定ではありませんが、市民の方に聞かれた場合には、夏季休業で補いたいと考えている旨はお伝えいただいてもかまいません。具体的な日付は控えていただければと思います。今後、再度授業ができないことがあれば、8月の終わりなども考える必要があると思っています。

続いて資料についてですが、右上にまるで困んだ数字を書いています。1枚目は、先日、教育委員の皆さんにお配りした保護者向けの文書と、校長向けの休業延長の文書です。2枚目は、臨時休業期間中の登校日の様子ですが、分散登校をしている4校について記載しています。宮内小は、地域別登校としています。これにより、1クラス15人程度の状態で授業が行えています。中学校については、学年別や保内中については学級別などのやり方をしています。2枚目の裏は、5月11日に教育長から先生方に出したメッセージです。

3枚目です。今後25日から学校再開ができるとして、感染症対策としてどんなことをしているかを載せています。黒丸の2つ目、教育活動の再開予定であります5月25日(月)からの対策として、マスクの配布ですが、寄付いただいたものと市で予算化して購入したものを合わせて、1人10枚を今週すべて配布済みです。消毒液についても、学校教育課購入分と保健センター購入分の合計610を配布しています。この後、教員にフェースシールドと飛沫防止ガードを配布予定です。

す。

4枚目に、寄付や購入枚数、配布数などを一覧にしたものを載せています。

最後の5枚目には、5月1日現在の市内小中学校児童生徒数と学級数を添付しています。

もとの資料に戻っていただいて、大きな6番です。前回の定例教育委員会でも話題になりましたオンライン授業につきましては、市教委としても対応していかなければならないと、まず実態調査を行っています。WiFi環境や、オンライン授業ができるのかについて、真穴小中学校がモデル校として、既に実態調査を行い、真穴中学校については全生徒がオンライン授業を受けられる状況にあります。現在も朝の会と終わりの会はオンラインで行っています。今週ですが、1年生で理科15分、3年生の社会15分、2年生の社会25分など教員が画面に出て、配ったプリントの回答などを実践しています。今後はそれらの実践、そして市内の状況も踏まえて、各学校の代表者に集まってもらい、どうしていくか話し合っていきたいと思っています。ただ、あくまでも対面授業が主であり、補完するものですので、これが最高のものとの捉え方はしておりませんし、今後授業ができない時には活用していかないと考えています。

9月入学ということも話題になっていますが、いきなり来年から9月入学という訳にはいかないと思いますし、社会の仕組みも変えていく必要があります。拙速に判断するのはどうかという愛媛県知事の考えに賛成です。

臨時休業や学校再開については、後ほど質問等の時間を取りたいと思っています。

教育長

それでは、その他の報告に移ります。

(2) 4月分行事報告及び5月、6月分行事予定報告
生涯学習課長報告はありませんか。

生涯学習課長

ありません。

教育長

4 議事

(1) 議案

議事に入る前に、議案第25号については、令和2年市議会6月定例会に提出を予定している、市長による公表がなされていない案件でございますので、教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、審議を非公開とすることを発議します。

この件について採決いたします。

賛成の委員さんは挙手をお願いします。

各委員

<全員挙手>

教育長

賛成全員です。

よって議案第 25 号については、審議を非公開とすることを決定します。
会議場の閉鎖をお願いします。

〔議場施錠〕

(非公開の審議)

〔議場開錠〕

教育長

それでは、議案第 25 号令和 2 年度教育費補正（6 月）予算要求に係る意見聴取
について、原案についてご異議ありませんか。

各委員

「異議なし。」

教育長

原案について、異議のないことを決定します。

教育長

続いて、議案第 26 号「八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の
制定の専決処理の承認について」生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

35 ページをお願いします。

議案第 26 号 八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の制定の
専決処理の承認について説明いたします。

本来であれば、先月の定例教育委員会に本議案を提出し、ご審議いただくべき
案件でありましたが、諸事情により、専決処理をさせていただきました。

専決になりました理由につきましては、先月、ご説明したとおりであります
が、その中で、管理運営に関する規則のほかに、条例の施行期日を定める規則を制定
すると説明しておりました。総務課の法制担当者と協議の結果、条例と規則の施
行期日が同一になるのであれば、改めて、別に規則を制定する必要がないとの指
摘を受けましたので、この規則 1 本となりました。

改めまして、本規則は、「八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する
条例」の第 5 章「補足」、第 18 条に「この条例の施行に関し必要な事項は、教育
委員会規則で定める。」との規定に基づき、管理運営上、必要な事項を本規則で定
めるものです。

規則は、条例と同じく、第 1 章から第 5 章及び附則による構成となっております。

第 1 章「総則」では、第 1 条で趣旨、第 2 条で定義をそれぞれ整理してありま
す。

第2章「市民文化活動センター」の章では、第3条から19条の中で、管理運営に必要な事項を具体的に規定しています。

主な項目としまして、第3条で、センターの開館時間を午前9時から午後10時までとしています。

36 ページをお願いします。

第4条で、休館日を月曜日と規定しています。また、第8条で、職員の勤務時間を午後5時15分としています。以降10時までの夜間については、専任の会計年度任用職員で対応する予定となっております。

第9条から11条にかけて、使用許可申請、変更、取消しなど、施設を使用する際に必要となる手続き関係について定めています。

37 ページをお願いします。

第13条で、設備備品の使用料について規定しています。具体的には別表で定められています。第15条では、使用料の減免について規定しております。

38 ページをお願いします。

第17条から18条にかけて、使用者や入館者の遵守事項など、施設の保全に必要な事項を規定しています。

39 ページをお願いします。

第3章「美術館」では、第20条で美術館の事業を具体的に記載しております。

第21条では、開館時間を午前10時から午後6時と定めています。

第22条では、休館日を規定しており、文化活動センターと同じく、月曜日を休館日としております。

40 ページをお願いします。

第26条で職員の勤務時間を定めています。美術館の開館時間の関係で、午前9時30分から午後6時15分としています。

第27条から29条にかけて、使用の許可の申請、変更、取消しなど、施設使用に際し、必要な手続き関係を定めています。

41 ページをお願いします。

第34条では、美術品等の寄贈及び寄託に関し、必要な手続き関係を規定しています。第4章「運営審議会」では、第35条で審議会の審議事項を規定しております。

42 ページをお願いします。

第36条で審議会の役員について、続く第37条で会議について規定しています。

第5章「補則」第39条では、教育委員会への委任について定めております。

最後に、附則第1項において、本規則の施行期日を令和2年4月30日とし、第2項で条例の施行期日も同日と定めています。

また、43ページから60ページにかけまして、施設の管理運営上、必要となる、より詳細な事項を別表第1から第5の中で規定するとともに、使用許可申請書などの、様式第1号から15号までを規定しております。

報告は、以上です。

教育長

ご質問はありませんか。

泉委員

41 ページの運営審議会委員のメンバー構成について、どのような方が委員になるなど詳細についての説明はないのでしょうか。

生涯学習課長

ゆめみかんの運営審議会を参考に決めていきたいと考えておりますが、まだ具体的には決まっております。

教育長

それでは、議案第 26 号について、原案のとおり承認していただけますか。

各委員

「異議なし。」

教育長

原案のとおり承認することを決定します。

教育長

議案第 27 号「八幡浜市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の制定について」学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

61 ページをお願いします。

議案第 27 号 八幡浜市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の制定についてご説明します。

本件は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 17 条第 4 項の規定に基づき、八幡浜市が設置する小学校、中学校及び幼稚園の児童、生徒又は園児の保護者から徴収する共済掛金の保護者負担額について、必要な事項を定めるものであります。

今回、新たに制定する理由といたしましては、要保護児童生徒分等の掛金について、経済的な理由により、保護者からの徴収を免除しております。その免除分については、日本スポーツ振興センターが一部負担しており、その一部負担に国の補助金が充てられております。

昨年のお会計検査において、公立学校の設置者が保護者負担額を定めていない場合には、補助対象外とするべきであるとの指摘を受けました。これにより、日本スポーツ振興センターより令和 2 年度の保護者負担金から、当該掛金の補助を受けるには、保護者負担額の設定をすることを求められたため、負担額を明文化し、今回、要綱を制定するものです。

第 3 条に保護者負担額を規定し、第 5 条に免除について規定しております。

説明は以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

菊池委員 今までと変わりはないが、定めていないから駄目だということでしょうか。

学校教育課長 そうです。定めていないと免除が受けられないということです。
 昨年の実績は220千円くらいで、そのうちセンター負担分は15千円程度ですが、その部分を定めるものです。

教育長 それでは議案第27号について、原案のとおり承認していただけますか。

各委員 「異議なし。」

教育長 原案のとおり承認することを決定します。

教育長 議案第28号「八幡浜市心臓病検診二次検診補助金交付要綱の制定について」学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長 63ページをお願いします。
 議案第28号 八幡浜市心臓病検診二次検診補助金交付要綱の制定についてご説明します。
 本件は、児童生徒の心臓病の早期発見や経過管理を行い、及び突然死その他学校現場における事故の防止を図るため、心臓病検診二次検診にかかる負担を軽減する補助金を交付するのに、必要な事項を定めるものであります。
 今までは教育委員会の内規で実施しておりましたが、今回、教育委員会要綱として新たに制定するものです。
 補助対象者は、第2条に規定されているとおり、心臓病検診一次検診で所見ありと診断された児童生徒の保護者で、補助交付申請書を提出した場合に支給の対象となります。これも今までと変更はありませんが、明文化をするものです。
 説明は以上です。

菊池委員 今までに、この補助金を支給した例はありますか。

学校教育課長 昨年度の実績ですが、小学校1名、金額は3,880円、中学校4名、金額は12,460円を補助しております。小学校1年生及び中学校1年生が全員一次検診を受けて、そのうち所見ありと診断された場合、該当となります。

教育長 それでは議案第28号について、原案のとおり承認していただけますか。

各委員	「異議なし。」
教育長	原案のとおり承認することを決定します。
教育長	議案第 29 号「八幡浜市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長	67 ページをお願いします。 議案第 29 号 八幡浜市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明します。学校給食センター運営委員会委員は、令和 2 年 6 月 10 日に任期が満了するため、八幡浜市学校給食センター設置条例第 6 条及び八幡浜市学校給食センター運営委員会規則第 2 条第 2 項並びに第 3 条の規定により、新たに委員の委嘱をするものです。 委員は、学校長 3 名、PTA 代表 4 名、市議会議員 2 名、校医 1 名、幼稚園長 1 名、学識経験者 3 名、計 14 名以内をもって組織することとなっております。 任期は、1 年で、再任できることとなっております。 委員は、議案書のとおりとなっております。宛て職の方がほとんどですので、市議会議員 1 名、校医 1 名、幼稚園長 1 名、学識経験者 2 名以外は、交替となっておりますが、役職名が変わっただけで、引き続き委員をやっていただく方も 1 名おられます。任期は、令和 2 年 6 月 11 日から令和 3 年 6 月 10 日までとなっております。 説明は以上です。
教育長	ご質問はありませんか。
各委員	「なし。」
教育長	原案のとおり承認していただけますか。
各委員	「異議なし。」
教育長	原案のとおり承認することを決定します。
教育長	続いて、議案第 30 号「八幡浜市立図書館協議会委員の任命について」生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長	68 ページをお願いします。 議案第 30 号 八幡浜市立図書館協議会委員の任命について説明させていただ

きます。八幡浜市立図書館協議会の委員について、各団体等の役職者の変更により委員に欠員が生じたことに伴い、図書館条例第7条第2項の規定により、新たに6名を委員に任命するものです。

任期は、令和2年5月15日から前委員の残任期間となる令和3年11月27日までとなります。説明は以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 それでは、原案のとおり承認していただけますか。

各委員 「異議なし。」

教育長 原案のとおり承認することを決定します。

教育長 以上で議案を終了します。

(2) 報告・協議事項

① 令和2年度教育費補正（5月）予算（第2号）専決処分の報告について生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長 別紙でお配りしております、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の補正予算資料をお願いします。

令和2年度八幡浜市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分のうち、10款教育費、市民スポーツセンター指定管理者に対する休業補償について報告をさせていただきます。

資料は裏面、2ページの一番下の段になります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民スポーツセンターの高校生以下の水泳教室とトレーニング室の営業を休止したことによる指定管理者の減収に対して、令和元年度分、具体的には3月の1月分となりますが、2,594千円の休業補償金を支払うものです。これについて5月1日付の専決処分を行っております。報告は以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 ②その他について、何かありませんか。

上田委員

これは小学校の保護者から聞いたのですが、大洲市にご親戚がおられて、その保護者が言われるには、5月25日から小学校で7時間授業をする。そして、夏休みは出来るだけ取るような形にすると聞いたのですが、八幡浜市はどのような状況ですかと聞かれました。それは私の方ではわからないから、学校に確認して下さいと伝えました。ただ、小学校で7時間はしないとは思いますがとはお伝えしたのですが、今後の見通しについて一点お聞きします。もう一点は、本日お昼に、萩生田文部科学大臣が言われた中に、最終学年を除いて2、3年かけて教育課程を確実に履修させるようにする。但し、詰込み型ではなく、時間数確保だけという形は取らない。各種行事を含めて、多くの学びの中で学力を付けさせていくということを、各自治体に通知しているということでしたが、今後どのように授業時数を確保していくかについてお聞きします。

教育指導主幹

教育長からの資料にありましたように、授業日数が大幅に足りません。但し、本市の場合は年間の授業時数が決まっていますが、それを下回ってもやむを得ない、構わないとしています。時数にこだわるよりも、中身を重視するということで先日も共通理解を図っております。それでも時間がなければ学習内容が充実しませんし、各学校の日課表等それぞれ違いますので、そこは学校裁量でお任せしています。市教委から一律に7時間授業をしましょうとは伝えておりません。

補足となりますが、評価もありますので、このまま25日からうまく再開がされるようであれば、夏休みの短縮について検討するなど、なんとか1学期の学習内容については1学期のうちにおよその目処をつけたいと思います。2学期以降は1学期から延期された行事等が増えてきますので、そのような基本線の申し合わせはしております。上田委員が言われましたように、長期的に見て、オンライン授業もそうですが、子どもたちのいろいろな範囲の学びを保障したいと思っています。

上田委員

安心しました。

もし、その保護者と出会うことがあれば、八幡浜市では各学校の実態に応じて学力を付けさせるために工夫をされるみたいですよとお伝えしておきます。

ついでに、文部科学大臣が、発声を伴うような教科や、調理実習や体育などの教科はその次にして、まず主要5教科をとの発言をされておりました。学力を重視ばかりして、情操教育がなおざりにされると寂しく思いますので、なんとか各学校で工夫をしてほしいと思います。

教育長

今は、5教科を中心に行っていますが、音楽をやっている学校もあります。総合的な学習の時間が中学校であれば2時間ありますが、それは全く開講しておりません。やはり5教科中心に授業を組みながら、音楽・体育などは今後どのよう

にやっていくのか、考えていく必要があると思います。

菊池委員

授業の1時間は時間が決まっているのですか。

教育長

中学校 50分、小学校 45分です。

菊池委員

例えば、7時間授業で授業時間は3時30分には終わるけれども、そこを7時限に区切るのではありませんかと思えます。学校裁量で、1時限の時間を短くすることも良いのではないかと思います。先ほどありました9月入学について、ヨーロッパでは5歳の9月に入学、アメリカは6歳の9月に入学となっています。ですから、9月入学を話題にする場合は、入学年齢を5歳にするのか6歳にするのかの議論をするべきだと思います。これらを含めた大幅な改革が必要になると思います。

小野委員

全国的な休校の中でオンライン授業をしている地域があるなどの地域格差が出ているのではないかと報道されています。他市町の情報も収集して、今後の対応の参考にしてはと思います。伊方町が1人1台タブレットを装備していると聞いています。それを活用されたのか聞かれてはいいでしょうか。

もう一点は、昨年度、空調設備が完備されましたが、エアコンが悪影響を及ぼすのか、空調の使用方法についてお伺いします。

教育指導主幹

伊方町については、調査しておりませんので、後日確認します。

地域格差について、市内格差はなくそうということで、まずは環境調査を行い、紙媒体との併用など考えながら公平性を重視していく方向です。

空調の使用についてはガイドラインが出ておりますので、エアコンをつけていても対角線上に換気をするなど、工夫しながら各校で取り組んでいきたいと思えます。

上田委員

エアコンをかけながら、1時間に1回ずつ換気する方法は間違いないようです。

泉委員

先ほどの文部科学大臣の発言の中で「夏休みは減らさないように」と言われていましたが、現実問題難しいと思えます。今、分散登校など行っていると思えますが、それ以外の分散登校を行っていない学校について、例えば松柏中学校などは、1クラス30から40人程度いると思えますが、2クラスに分けているのでしょうか。

教育長

本日、松柏中学校に行ってきましたが、2年生は体育館で、先生はマイクを使い、生徒は長机に2人掛けで座らせていました。後の学年は、2クラスに分けて授業を行っていました。但し、25日の再開後が課題です。例えば、愛宕中学校は

新入生が 27 名いますので、被服室が教室の 1.5 倍の広さがあるため、机を全部除けて、1 年生用の教室に替えましたが、出来ない学校もあります。二つに分けた場合、教室や先生が足りないなど、どのように解消して行くかが課題です。来週、1 クラスの児童生徒数が 25 人以上となる校長だけ集まって対応を考える予定です。

菊池委員

小学校の登校について、宮内小学校が学年でなく兄弟がいる地区登校にしていたと思います。もし今後、分散登校にする場合、地区登校で対応いただければと思います。

教育長

内子町なども、小学校は地区別登校にしています。

小野委員

公民館運営の今後についてお聞きします。

生涯学習課長

5 月 11 日から貸館事業を再開しています。対策としては、発声を伴うカラオケや、飲食を伴う会合など自粛を促す統一的な取扱いとしています。公民館に限らず、他の社会教育施設の貸館事業についても統一した運営としています。

小野委員

人数は 50 人を限度と聞きましたが。

生涯学習課長

イベントについて 50 人以下との指標が出ておりますので、50 人を超えるイベントや会合は控えていただくよう、各館に取扱要領を通知しています。部屋を利用する際、今までは 30 人くらいで利用していた部屋を、例えば半分の 15 人にするなど、各館の部屋の広さは違いますので、広さを勘案しながら対応いただくよう、各地区館の役員さんをお願いしています。

小野委員

少しずつ活動できるようになっているということですね。
公民館でもマスクを作成したり、配ったり、販売したりされているようです。公民館もいろいろな面で活躍されていると聞いており、良いことだと思っています。

上田委員

実際、松蔭公民館は開館していますが、利用はゼロだそうです。なかなかやりたいけれども出来ないということで苦慮されているようですが、今後の見通しはわかりませんか。

生涯学習課長

今月 22 日に、公民館主事さんに臨時で集まってお聞きいただきまして、市公連の臨時主事会を開催します。各館の現状や苦慮されている部分をお聞きする中で、統一的な取扱いができるようにしたいと思っています。

教育長

5 その他

(1) から (3) まで、学校教育課長補佐をお願いします。

学校教育課長補佐

(1) 次回定例教育委員会の開催についてです。

6月18日(木)15時30分から保内庁舎3階 第4会議室にて開催予定としておりましたが、同日、管理主事訪問が15時終了予定のため、開催時間を16時からに変更します。よろしくお願いします。

(2) 南予管内市町等教育委員会連合会第13回定期総会等の開催についてですが、5月13日(水)に事務局よりメールがあり、書面議決をすることとなりましたので、後日書類が送付されてくることとなりますので、お知らせしておきます。

(3) 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会の開催についてです。

7月16日(木)時間未定ですが、リジェール大洲の方で開催予定です。この総会について、今のところ開催の有無について連絡はありません。以上です。

教育長

今ほどの件についてご質問はありませんか

各委員

「なし。」

教育長

(4) その他

何かありませんか。

教育指導主幹

今年度も教科書採択の年になります。今年度は中学校です。

A4、1枚の資料をお配りしております。

スケジュールを立ててみました。第1回採択協議会を6月15日(月)、こちらは菊池職務代理者の参加をお願いします。教科調査員説明会を6月24日(水)、こちらは現場の先生方を集めて説明をします。教科書展示会を6月12日から27日までの2週間、市民図書館で行います。次に選定委員会です。8月6日(木)、こちらにも菊池職務代理者の参加をお願いします。同日の11時から第2回採択協議会となります。教育委員の皆さんへのお願いですが、中学校教科書のため、教科書研修会を開催してはどうかと考えています。7月29日(水)です。いかがでしょうか。

最終的な採択教科書の決定となる教育委員会を、8月24日(月)に予定しています。都合が悪い場合は、ご連絡いただければと思います。以上です。

教育長

ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、以上をもちまして令和2年5月第5回八幡浜市教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。

[閉会時刻：午後4時42分]

八幡浜市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年5月15日

教育長 井上 靖

教育委員 菊池 誠

教育委員 小野 巖

教育委員 上田 純子

教育委員 泉 俊也